

岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について（概要）

1 岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更に係る背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB特措法」という。）第 7 条により、都道府県は国が定めたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）に即してポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理計画を定めなければならないこととされており、本県は平成 18 年 3 月に岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）を策定した。

その後、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた期限までの処理完了が困難となり、PCB特措法施行令の改正及び処理基本計画の変更により処理期限の延長等が行われ、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業（以下「JESCO」という。）に対し処分委託を行う期限として「計画的処理完了期限」が設けられたこと等を受けて、平成 27 年 3 月に県計画を変更した。

しかしながら、高濃度PCB廃棄物をJESCOにまだ処分委託をしていない事業者や、現在もなお高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用している事業者が存在する等、現在の取組状況に鑑みると、処理期限内での処理完了は容易でない状況にある。

このことから、計画的処理完了期限内に高濃度PCB廃棄物のJESCOへの処分委託を終え、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実に高濃度PCB廃棄物の処理を完了するために、平成 28 年 5 月のPCB特措法の改正及び同年 7 月の処理基本計画の変更により、早期処理完了に向けた処分期間等が設定されるとともに、都道府県政令市の権限が強化・拡充されたことを踏まえ、県計画を変更するものである。

2 主な変更点

(1) 処分期間の設定

北海道PCB処理事業で処理する高濃度PCB廃棄物について、計画的処理完了期限の 1 年前までの処分期間が設定された。

- ・ 高圧変圧器・コンデンサー等は原則平成33年度末まで
- ・ 安定器・汚染物等は原則平成34年度末まで

(2) 未届出PCB廃棄物等の把握の徹底

保管事業者等に対し、アンケート調査や報告徴収等を行い、未届出のPCB廃棄物やPCB使用製品の把握を徹底する。

(3) 早期処理の促進のための指導の強化

排出者責任のもと処分期間内の確実な処理を徹底させるため、PCB特措法に基づく立入検査等による指導を強化し、早期処理を徹底する。

(4) 関係機関との連携強化

広域協議会やP C B廃棄物早期処理関係者連絡会を活用し、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有及び普及啓発を実施する。

(5) 地方自治体が保管又は所有するP C B廃棄物等の率先処理等

県が保管・所有するP C B廃棄物等について、実態把握とその状況の公表及び率先処理を進め、市町村にも同様の措置を求める。